

【z263】死体処理手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
①死体の検視又は解剖立会いの作業に従事したとき	警察本部又は警察署に勤務する職員				円/死体一体 3,200
②死体の解剖の補助の作業に従事したとき	－				3,200
③第一号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会規則で定めるもの（死体の収容、搬送等の作業）に従事したとき	－	該当		心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は 3,200円	1,600

※心身に著しい負担を与えるのは、大津波の被災死体のような損傷の激しい死体のことをいう